

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局「八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定(光ケーブル関係部門)」の締結企業については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和3年 1月29日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所長 服部 洋佑
熊本県八代市萩原町1丁目708-2

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所の直轄管理区間(河川区域以外に設置した施設を含む。)及び災害対策本部長(九州地方整備局長)から出勤命令等指示された場所において、大規模な災害が発生した場合、緊急的に応急対策工事(光ケーブルの応急復旧を主とする)を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速な応急復旧に資することを目的とする。

(2) 協定対象区間

八代河川国道事務所が管理する直轄区間(河川区域以外に設置した施設を含む。)(以下、八代河川国道事務所直轄管理区間という。)

ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長又は災害支援本部長(九州地方整備局長)等から応援要請があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外(他の直轄事務所、他整備局、地方自治体等)において発生した災害等の応援対策の要請がある場合、その他八代河川国道事務所長が判断した場合は、本協定の対象となる場合があります。

(3) 協定の内容

八代河川国道事務所直轄管理区間及び災害対策本部長(九州地方整備局長)から出勤命令等、指示された場所において発生した災害の応急対策(光ケーブルの災害復旧を主とする。)に関してこれに必要な組織及び電気通信関連機材、並びに資材、労力等(以下「資機材等」という。)の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧すること。

(4) 基本協定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5)基本協定の締結受託者の選定

本協定締結受託者の選定は2社程度を予定しており、下記の項目について提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結受託者を決定する評価方式である。

- ① 工事基地の位置
- ② 緊急時の体制
- ③ 光ケーブル敷設工事の実績
- ④ 配置可能技術者の資格
- ⑤ 工事成績の評価
- ⑥ 資機材の調達
- ⑦ 災害協定等の締結実績

- (6) 災害時等応急対策工事の実施方法
基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。
但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。
- (7) 基本協定区間の決定
3.(5)により選定された協定締結受託者と基本災害協定区間について、協議のうえ、決定するものとする。
- (8) 協定締結日は令和3年3月31日とする。

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所(協定締結参加資格確認申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が所在すること。
- (3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和3・4年度通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 平成17年度以降に下記の機関が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績があること。
・国の機関(事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。)
・地方公共団体又は公共機関(災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関)
・地方公社(地方公共団体が地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているものをいう。)

- (8) 緊急時の体制の確保として2名以上の光ケーブル工事に関する実務経験者あるいは、光ファイバーケーブル工事技能認定、光ファイバーケーブル管理技術者認定を取得している者を確保できること。
- (9) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、八代河川国道事務所へ概ね2時間以内に到着できること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 緊急応急対策工事に必要な電気通信関連資材及び機材、労力等を速やかに調達出来ること。
 資材：融着器、パルス試験器、光ロス試験器、試験用コネクタ、クロージャー
 応急用光ケーブル等
 機材：高所作業車、トラック等

5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

下表の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価項目	評価内容	ウエイト
① 工事基地の位置	工事基地の位置から当事務所までの到達時間に応じて評価する。 【様式-2より評価】	10
	工事基地に常駐する光ファイバ施工技術を有する通信工の数を評価する。 【様式-2より評価】	5
② 緊急時の体制	緊急時の活動内容を熟知し確実な情報伝達と円滑な作業実施体制が確保されているかを評価する。 【様式-3より評価】 ◆以下の点に留意して記載願います。 ・〇〇〇〇事務所の防災体制の把握と工事体制の準備 ・出動要請に応じた迅速な出動の留意点 ・必要な資機材等の確認から搬入までの体制 ・工事実施の際の〇〇〇〇事務所側との調整 ・想定される災害の種類とそれに合わせた工事の計画 ・その他緊急時に必要な事項	30
③ 光ケーブル敷設工事の実績	平成27年度から提出日までの間に元請けとして完成した工事実績。 ①九州地方整備局(港湾空港関係を除く)が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績。 ②①以外の国の機関又は地方公共団体が発注した敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績。 【様式-4より評価】	10
④ 配置可能技術者の資格	有資格技術者数及び配置予定技術者の資格を評価する。 【様式-5より評価】	10
⑤ 工事成績の評価	通信設備工事実績に係る企業の工事成績を評価する。 (九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した(過去4ヶ年度+当該年度)の通信設備工事の平均点)	10

⑥ 資機材の調達	資機材及び労務の調達能力に応じて評価する。 【様式－6より評価】	10
⑦ 災害協定等の締結実績	平成30年度以降に八代河川国道事務所あるいは九州地方整備局管内(八代河川国道事務所以外)において災害協定(本協定と目的が同一なもの)を締結した実績を評価する。 【様式－7より評価】	5
	協定の締結実績があるもののうち出勤実績について評価する(九州地方整備局管内の国・県・市町村)。 【様式－7より評価】	10

※評価点が同点の場合は、企業の工事成績順(過去4ヶ年度及び当該年度の平均)に順位付けする。

(2)決定方式

参加者は、提出された技術資料等をもって総合的に評価し、評価点の高い順に協定受託者として決定する。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2

国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 調査課

電話 0965-32-7551(直通) FAX 0965-32-1688(直通)

担当 調査課長(内線351)、電気通信担当(内線282)

7. 資料の作成及び提出

(1)本協定に参加希望者は、下記のとおり申請及び資料等を提出すること。

- ① 提出期間:令和3年1月29日(金)から令和3年2月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所: 上記6.に同じ。
- ③ 提出方法: 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CD-Rに保存し紙と併せて提出すること。)により提出する。

(2)申請書は、様式により作成すること。

(3)資料は、様式の記載例に従い作成すること。

(4)技術資料等のヒアリング

技術資料等のヒアリングは、必要に応じて行う。

(5)その他

- ① 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 当職は、提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料等に関する問い合わせ先
6.に同じ。
- ⑥ 法定外労働災害補償制度への加入について
本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

8. 協定締結者の特定通知

令和3年3月5日までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

9. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1)参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により説明を求めることができる。

(様式は自由とする。)

- ① 提出期限： 令和3年3月12日(金)17時00分。
- ② 提出場所： 上記6. に同じ。
- ③ 提出方法： 提出場所に持参するものとする。

(2)担当部局は、説明を求められたときは、令和3年3月22日(月)までに、説明を求めた者に対し回答する。

10. 技術資料説明書に対する質問

(1)この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間： 令和3年1月29日(金)から令和3年2月1日(月)まで。上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所： 6. に同じ。
- ③ 提出方法： 持参することにより提出するものとする。

(2)(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期 間： 令和3年2月4日(木)の9時00分から17時00分まで。
- ② 場 所： 6. に同じ。

11. 技術資料の評価

技術資料の評価は、八代河川国道事務所の職員が行う。

12. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。